

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
筑紫野中学校入口(東向き)	福岡県筑紫野市針摺東五丁目1-21先	筑紫野市が御笠まちづくり協議会に業務委託契約を締結し、運行する自家用有償旅客運送(道路運送車両法第78条第2項に規定する運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「御笠自治会バス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	筑紫野市地域公共交通会議において、令和4年3月11日合意
吉木入口(北向き)	福岡県筑紫野市大字吉木2402-1先			
吉木入口(南向き)	福岡県筑紫野市大字吉木2385先			

筑紫野市における道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車を する乗合自動車の停留所の 名称	所在地	停車又は駐車を する一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車が道路又は交通の 状況により支障がないものとなる ようにするため必要と認める事項	合意状況
視覚特別支援学校前(東向き)	福岡県筑紫野市大字牛島275先	筑紫野市が御笠まちづくり協議会に業務委託契約を締結し、運行する自家用有償旅客運送(道路運送車両法第78条第2項に規定する運行に限る。)の用に供する乗車定員11人未満の自動車(通称「御笠自治会バス」)に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。	筑紫野市地域公共交通会議において、令和5年1月20日合意
視覚特別支援学校前(西向き)	福岡県筑紫野市大字永岡110-1先			